

毒物及び劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県健康福祉部薬務課

1 改正の理由

毒物及び劇物取扱者試験規則（以下「規則」という。）は、毒物又は劇物を取扱う営業所ごとに置かれ、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる毒物劇物取扱責任者の試験について必要な事項を定めています。

この規則では、毒物劇物取扱責任者試験への出願方法を定めていますが、令和6年度に実施する試験からオンラインでの出願へと移行するため、試験に関する事務を見直し、規則の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正の内容

- (1) 添付書類（住民票）の廃止
- (2) 願書の本籍地記載欄の削除
- (3) 合格証書の本籍地記載欄の削除
- (4) その他所要の改正

3 施行年月日（予定）

令和6年5月7日